

44 野菜価格安定対策事業

【(所要額) 16,707(16,020)百万円】

対策のポイント

野菜価格安定対策事業を円滑に推進するとともに、多様な担い手・産地の参加促進に向けた制度の運用見直しを行います。

<背景/課題>

- ・国民消費生活上、不可欠な野菜の安定供給を図るためには、野菜の価格が著しく低落した場合に生産者補給金等を交付すること等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和する野菜価格安定対策事業を円滑に推進していくことが重要です。
- ・本事業の運用に当たっては、野菜農家の経営安定に資する観点から、多様な担い手・産地の参加を促進させる仕組みづくりが求められています。

政策目標

生産及び出荷の安定を図ることにより市場入荷量の変動を抑制
(変動係数 1.8% (平成17年) →1.6%以下 (平成27年))

<主な内容>

1. 野菜価格安定対策事業の円滑な推進

野菜の生産及び出荷の安定と消費者への野菜の安定供給を図るため、平成25年度における生産者補給金等の交付額の再造成経費を確保することにより、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

2. 制度の運用見直し

(1) 野菜産地の構造の変化に対応した指定産地要件の見直し

産地リレーの補完産地や複合多品目産地の育成を図るため、本制度の措置以降、単収が約2割増加している実態に合わせ、これまでと同等の出荷数量を確保できる範囲として、指定産地の面積要件を現行の8割の水準まで引き下げます。

(2) 輸入急増野菜への支援強化 (生産者負担割合の軽減)

経営基盤の強化を図るため、輸入が急増している生鮮野菜について、資金造成における生産者負担を軽減し、価格下落による経営への影響を緩和します。

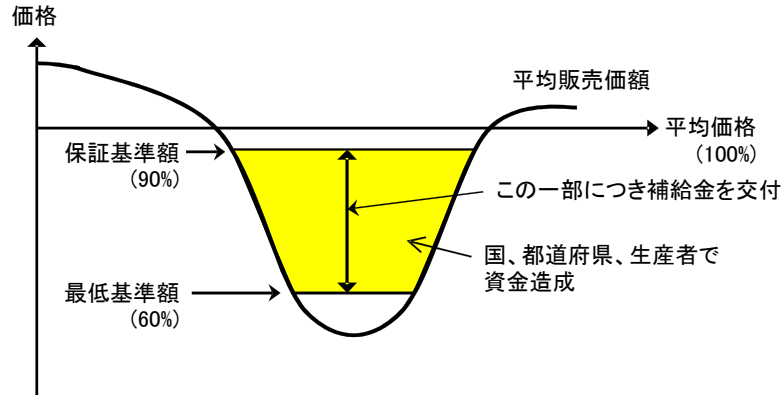
〔 補助率：65/100, 60/100, 50/100, 定額
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構 〕

[お問い合わせ先：生産局園芸作物課 (03-3502-5961)]

野菜価格安定対策事業 平成26年度 所要額 16,707百万円

野菜農家の経営安定対策・需給安定対策である本事業について、多様な担い手、産地の参加を促進するための制度の要件見直しを行うとともに、一部品目の生産者負担の軽減を図るなど保証の充実を図ります。

基本の仕組み



指定野菜 (14品目)

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

特定野菜 (35品目)

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

【現行の制度概要】

		指定野菜価格安定対策事業	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
対象野菜		指定野菜 14品目 国民消費生活上重要な野菜	特定野菜 35品目 地域農業振興上の重要性等から 指定野菜に準ずる重要な野菜
産地要件	面積	25ha(露地野菜)	5ha
	共同出荷割合	2/3	2/3
資金造成割合 (国:都道府県:生産者)		6/10 : 2/10 : 2/10	1/3 : 1/3 : 1/3 ※
平均価格		過去6カ年の卸売市場価格を基礎に算出	
保証基準額		平均価格の90%	80%
最低基準額		平均価格の60%	55%
補填率		原則90%	80%

※ 特定野菜のうち、かぼちゃ、スイートコーン及びブロッコリーにあつては、国1/2、都道府県1/4、生産者1/4

【26年度の拡充内容】

1. 野菜産地の構造の変化に対応した指定産地要件の見直し

指定産地の面積要件:

(現行の8割水準)

露地野菜(葉茎菜類・根菜類) 25 ha ⇒ 20 ha 等 ※ 果菜類についても同様の引き下げ

2. 輸入急増野菜への支援強化(特定野菜の生産者負担の軽減)

対象品目 : **アスパラガス** 資金造成の生産者負担割合 : 1/3 ⇒ 1/4